

静岡県教育委員会

議事録

令和2年度 第3回定例
5月21日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年5月21日に教育委員会第3回定例会を招集した。

1 開催日時 令和2年5月21日（木） 開会 10時00分
閉会 11時00分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 加 藤 百 合 子
委 員 小 野 澤 宏 時

事務局（説明員） 長 澤 由 哉 教育部長
松 井 和 子 教育監
伏 見 光 博 参事（総括担当）
塩 崎 克 幸 参事（学校改革担当）
堀 口 敬 記 教育総務課長
中 山 雄 二 教育政策課長
青 木 康 行 財務課長
松 下 明 生 教育施設課長
本 村 勉 教育厚生課長
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長
本 多 伸 治 高校教育課長
伊 賀 匡 特別支援教育課長
山 下 英 作 社会教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長

4 その他

（1）報告事項1、2、3は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。本日の定例会につきましては、前回に引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを活用して開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
報告事項 1、2 については議会提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは報告事項 1、2 は非公開とする。公開案件から審議する。

報告事項 1 令和元年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

教 育 長： 報告事項 1 「令和元年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等」について、本村教育厚生課長より説明願う。
教育厚生課長： <報告事項についての説明>
教 育 長： 質疑等はあるか。
藤 井 委 員： 1 番の（1）に出ているデータを見ると、受診した人の内、6,660 人が治療を要する人で、7,179 人が経過観察を要する人となっているが、これらの方々の内、先ほどの 180 や 204 というのは、特別休暇を取った人の数であり、受診した方々の中で、どれだけ精神疾患に関わっている方々がおられるかという数字は分からないか。
教育厚生課長： そこは把握していない。休職者は健康診断を受診しない場合もある。
藤 井 委 員： そのデータは取れないのか。
教育厚生課長： 精神疾患で休職をしているものの健康診断結果ということか。
藤 井 委 員： 質問は 6,000 人超、7,000 人超を合わせた 14,000 人前後の人の内、精神疾患で治療を要するまたは経過観察が必要な人数は把握していないかということである。
教育厚生課長： 健康診断については、身体健康診断であるため、メンタルの部分については把握していない。
藤 井 委 員： 承知した。そうであるなら、25,000 人弱の教職員の方々のうち、実際に精神疾患を患っている方の人数というのは把握できないという事か。
教育厚生課長： 25,000 人弱の内、204 人が精神疾患になっているということである。
藤 井 委 員： それは特別休暇で休職している方々の人数だと思うが。
教育厚生課長： そうである。休職に至っていない人数ということか。
藤 井 委 員： そうである。204 名を含む、精神科に関わる総数である。
教育厚生課長： その人数については、把握できていない。別事業でストレスチェックが義務付けられており、ストレスチェックを全職員が行っているが、その結果は、県教育委員会の上がって来ず、委託業者が持っており守秘

義務の範疇であるため、数の把握はできない。回答になっていないとは思いますが。

藤井委員： ストレスチェックの結果と精神科で治療を要する場合と直結はしないと思う。2番の(2)のところに、精神疾患の人数の統計データがあるが、静岡県では、1年前が166で最新が180ということだが、もう少し過去に遡って見た場合に、減ることこそないが、増えているということが想像できるが、そういった理解で良いか。

教育厚生課長： 在職者比率を見ると、平成26年が0.75、平成27年が0.74、平成28年が0.69、平成29年が0.7という風になっており、ほぼ横ばいという状態である。

藤井委員： 特に増えている傾向があるということではないということか。

教育厚生課長： 在職者率で見ると、そういうことである。

藤井委員： 承知した。

渡邊委員： 先ほどストレスチェックの結果が業者の守秘義務の範疇にあるため、どういう状況かわからないということだったが、大まかな傾向であるとか、どの年代にストレスを感じている人が多いかといった報告も全くないということか。

教育厚生課長： そうである。全体の平均くらいしか分からない。

渡邊委員： だとすると、ストレスチェックが教職員の健康に寄与しているかどうかということすら分からないという状況のように思える。もし、どういう形がいいのかは分からないが、大まかな先生方の精神状態の推移が分かれば、もっと現場での行動に活かせるのではないかという気がした。昨今のコロナウイルス感染症対策の中で、例年以上に先生方の精神的な負担は上がっていると思うが、今年になってから、最新の情報ということも張っていないということか。

教育厚生課長： まだない。

渡邊委員： 早めにその辺りについても確認を行い、先生方がどのようなことに精神的ストレスを感じているのかということ、しっかりと把握して、先生方が疲れ切ってしまい、お休みが増えてしまう前に、どんなフォローが必要なのかということも、先にすくい取ってこちらから発信していくという事が必要ではないかと思う。さらに、今後学校再開に向けて、先生方が少しでも体調が悪く感じたときに、休みやすい環境を作る必要があると感じており、先生方は本当に責任感が強い方が多いため、これまでは少しぐらいのことであれば、子どもたちや同僚に迷惑をかけられないという事で我慢して出勤されるということがあったのではないかと思うが、先生方同士だけの話ではなく、保護者や地域の理解を求めながら、先生方の体調を守ることが、児童生徒の健康を守ることになるのだという環境づくりについても、今後進めていただきたいと思う。

教育長： 私もストレスチェックを受けており、個人のものについては結果を承知しているが、組織単位での把握については、教育厚生課長からの説明のとおりである。今後については、渡邊委員の御意見を参考としたい。

藤井委員： ストレスチェックの話であるが、調査結果のフィードバックは、本当に一切何もないのか。

教育厚生課長： 所属にはある。もしかしたら校種別等には出ているのかもしれないが、私自身は把握はできていないため、後日、調べて回答という形で対応をさせていただきたい。

藤井委員： 校長に行くのは、それはそれで良いと思うが、教育委員会として、県内の学校現場にどれほどのストレスが掛かっているのかという実態把握として、やはり全体像を把握する必要があると思う。学校現場にフィードバックするという事は、各学校のマネジメントとしては良いと思うが、教育委員会として、表現は厳しいと思うが、指をくわえて見ているだけでは、ただストレスチェックをやらなければいけないからやっていますというだけの話であり、それが活かされていないこと、データに関してアクセスが無いこと自体は、かなり問題であると思う。

教育厚生課長： 持ち帰って再度確認をさせていただきたい。

渡邊委員： 藤井委員の御質問に関して、再度確認していただけるということであるが、大体どのくらいの目途で報告をいただけると考えて良いか。

教育厚生課長： 相手があることであるため、最短で次の定例会で報告という形になると思う。

渡邊委員： 普段であればそこまで急がなくても良いと思うが、コロナウイルス対策の中で、非常に大事な部分になると思うので、これが流れていってしまわないように、確実に報告をいただきたい。

教育厚生課長： 承知した。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>報告事項2 静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況

教育長： 報告事項2「静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況」について、西島人権教育推進室長より報告願う。

人権教育推進室長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 資料2ページの表において、小学校のいじめ認知件数が28年から30年のそれぞれの年で4,900、7,000、12,800と相当な件数が増えている。同じページの(5)の所に、全国の小学校でも同様に増えている傾向も見えるが、全国の増加傾向の程度に対して、静岡県の増加の程度が異常な

ほど高いが、これは認知対象を広げたとか、認知要件を変えたとか、何らかの背景があるのか。

義務教育課長： 平成 25 年度にいじめの定義が変わり、それが年を経るごとに徹底してきており、より軽微なものまで認知件数に含めるという形で変わってきている。30 年度までで急に増えているが、令和元年度については、つい先日静岡の内容を取りまとめたところ、いじめの認知件数は減少している。ただ、積極的ないじめの認知に努めており、認知件数が減れば良いというものでもないため、より軽微なものまでより真剣に子どもたちと向き合うという所で努めているところである。

藤井委員： それはそれで分かるが、25 年に対象を再確認して上げたということであるが、その割には、先ほど申し上げたとおり、平成 28 年から 30 年までの 3 年間の増加の割合が高い。これは基準を変えたことと特に関係が無いように思うが、この 3 年間の増加について、特殊要因はないか。

義務教育課長： 特に 25 年度以降、認知件数が少ない学校に関しては、状況を確認してよりしっかりと確認をするよう周知徹底に努めてきた。その結果と捉えており、各学校において重篤ないじめが増えているという状況ではない。従来は一方的に攻撃を受けるものであったが、現在は、少しでも児童生徒が身体的精神的に苦痛を感じていれば、取り上げるということにしているため、認知件数の増加につながっていると御理解いただければと思う。

藤井委員： 認知件数が少なかった小学校が、見直しを行い、相当数増えることによって、その集大成として全体の認知件数が直近 3 年間において、急激に増えたという理解で良いか。

義務教育課長： そのように考えている。ただし、小学校に関しては、子どもの暴力行為というものが増加傾向にあり、これに関しては喫緊の課題として捉えている。

藤井委員： そうであるなら、単に数字を集めました、統計を出しました報告をしますではなく、データを分析して、教育委員会としてどのような具体策が取れるのかといった各論まで含めて報告願いたい。これでは、全体のことだけでまとめてあるため、具体的な対応策が見えてこない。

人権教育推進室長： 御意見について、今年度少し事務局組織も新たに、いじめの対応について話し合いを持つということをしつづつ始めている。その辺りを報告できるように体制を整え対応していきたい。

伊東委員： 藤井委員の御意見に対する回答にあった、軽微な内容を拾い上げているため、件数が増えているということであれば、解消率がもっと上がっても良いのではないかと思う。解消率の推移と取り上げているものの拡がりについて、どのように分析しているか。

義務教育課長： いじめの解消率が増えていないことに関しては、伊東委員御指摘のとおりと考えている。ただ、いじめが止まっている状態が最低 3 カ月たたなければいじめの解消として認めておらず、少しでもその傾向があれば、解消したという判断をあえてしないという形としており、安易に解

消とはしないため、こういった形になっていると認識している。

渡 邊 委 員： 資料 8 ページの小学校での具体的ないじめの内容の統計を見てみると、小学校でのいじめが悪質化しており、「金品をたかられる」が前年の倍以上、パソコン等で誹謗中傷というように、どんどん悪くなっているという印象を受ける。実際に私も小学校の様子を見たり、小学校のお子さんをもつ保護者の方とお会いする機会があるが、やはり、いじめをしてしまう子どもの家庭環境というものが、非常に可哀そうであったり、そういう保護者の態度で良いのかという傾向が見られる場面を見聞きしたりしているため、加害をしてしまう児童生徒の背景について、きっちりと調査をしていただき、恐らく福祉の分野としっかり連携をして、いじめをする児童生徒本人だけではなく、地域ぐるみでサポートしていくということが、これらの芽が犯罪に繋がってしまわないようにするために重要なことになってくると思うので、きっちりと対策を行っていくことをお願いしたい。今年度、総合教育会議の中でも、いじめ不登校について話し合っていただけのような話題も出ていたため、こういう所もしっかりとデータとして、分析ができるのであれば、ある程度の分析結果を示していただきながら、県教育委員会だけでなく、市町部局の方とも考えて県全体の問題として解決に取り組むという方向に舵を取っていただければと思う。もう 1 点、資料 2 ページに戻るが、小学校が激増しているのに比べて、高校では激減しているが、これは何か要因があるのか。

高校教育課長： 資料 13 ページに高校の状況を記載しているが、この中で 29 年度と 30 年度を比較しており、いじめの対応として、冷やかし、悪口、嫌なことを言われるといった、一番上の項目に関して大きく減少しており、他の項目では目立った増減がないといった形になっている。いじめ発見のきっかけに関して、ここの数字が大きく 30 年度で大きく減っているが、ここについてはまだ詳細を把握できていない。

渡 邊 委 員： 減少すること自体は望ましいことであるが、何故減少したのかということについて、正しく把握をすることで、今後に繋げることができるため、そこもしっかりと分析をして欲しい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

＜非＞報告事項 3 令和元年度家庭教育を支援するための施策の実施状況

教 育 長： 報告事項 3 「令和元年度家庭教育を支援するための施策の実施状況」について、山下社会教育課長より報告願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 渡邊委員が実際に経験されている家庭教育支援員について伺いたい。
具体的にどのような仕組みのものか。

社会教育課長： 家庭教育支援員は、例えば御協力いただけそうな教員のOBやPTA関係者の方を、各市町から御推薦いただき、その方に要請講座を受けていただいた上で、家庭教育支援員として登録させていただき、その方を各学校や市町に紹介をして、各地区内で家庭教育講座というものを行っていただく。地区によってやり方は異なると思うが、学校だと参観会のあと、保護者会や懇談会で家庭教育講座を支援員さんが行うといった取組を行う。

加藤委員： 説明については承知したが、良ければ渡邊委員からも話を伺いたい。

渡邊委員： 私の場合は、三島市全体21校のPTAの事務局をやっている関係で、年度初めの総会で各21校の代表者が集まって、せっかく集まるのだから、予算等の話をするだけではもったいないので、1時間半前に集まってもらい、各グループごとに繋がるシートというお話のネタになる教材みたいなものがあり、子どもが勉強しないがどういう声掛けをすれば良いだろうか、といったエピソード的なものが書いてあり、1個目の質問で皆さんの御家庭はどうですか、2つ目の質問で成功体験や失敗体験について、3つ目の質問として、今日家に帰った後、どうしようかといった点について20分ずつ位お話をし、1個の質問ごとに各グループの代表者に発表してもらったりしている。うちの場合は協議会であるため、普段会わないような人とも率直な会話ができたり、小学校の御宅の保護者が中学校の御宅の保護者に、「そういう事もある」と声をかけてもらうことで、安心して帰れるということもある。ここ2、3年は、お父さんにも一生懸命声掛けをして、「お母さん達ってそんなことを考えてたんだ」「お父さん達はそれだからダメなのよ」といったやり取りをして、1年のスタートを切り、今日話し合ったことについて、各学校でやれることをやっという気持ちの擦り合わせをして帰ってもらったりしている。

加藤委員： 実例を聞いてよく理解できた。活用できているところはしっかりと活用しているという感じがした。

渡邊委員： 確かに、実際に市町によってかなり活動に差があると聞いている。

加藤委員： 菊川ではこの活動について聞いたことがない。

渡邊委員： それはもったいない。

加藤委員： 菊川の活動を批判するわけではないが。

渡邊委員： 加藤委員が仰るように、地元でこういった活動について聞き覚えがないという意見はよく聞く。こんな形で活用すると良いといった事例についても重ねて発信すると、より活用していただけるのではないかと思う。

加藤委員： 同感である。それこそYouTubeなどを活用して、ノウハウの共有をするとよいと思う。今回のコロナの影響により、ITツールって実は使えるものなんだという認識が、ようやく日本でも広がってきているように思うので活用できれば良いと思う。

藤井委員： この書面自体は、支援の実施状況であり議会に対する報告としてこういう内容であることは致し方ないと思うが、これは結局何をやりましたという報告に過ぎず、教育委員会としてこういう報告をするのであれば、こういう支援策を具体化したから、その中からどういうことが課題として浮かび上がり、それに向けて今後どのように対応していくのだという点まで踏み込んだ報告としていただきたい。これだと本当に読んでいて了解するだけで終わってしまう。やはり、この中に潜んでいるいろんな課題があると思うので、それを浮き彫りにしてどのように対応していくという報告にしていきたいと思うため、あえて言わせていただく。

教育長： 藤井委員の御意見についてもっともだと思う。その点について、報告の仕方について対応していきたい。他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

教育長： 報告事項3を了承する。

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和2年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。